

様式7号 経費助成の内訳（裏面）

提出上の注意

この様式は、経費助成の算定を行う場合の様式となっております。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画（様式3-1号）と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するもの1つに「○」を記入してください。
- 3 3欄は、東日本大震災復興対策による特例措置について該当する区分に「○」を記入してください。
- 4 4欄は、年間職業能力開発計画（様式3-1号）と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 5欄は、OFF-JTに係る経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ少額である方が経費助成額になります。
 - (1) 事業内訓練（職業能力検定を除く。）で助成対象となる経費は、①部外講師の謝金、②施設・設備の借上げ料、③教材費・教科書代です。①、②、③を合計した額に、（助成対象労働者数÷総受講者数）の値と助成率（助成率表参照）を乗じて算出します。
 - (2) 事業内訓練（職業能力検定に限る。）、事業外訓練で助成対象となる経費は、訓練の受講に際して必要となる入学科・受講料・教科書代・受験料（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る。）です。1人あたりの経費に助成率（助成率表参照）を乗じて1人あたりの助成額を算出してから、その額に助成対象労働者数を乗じて全体の経費助成額を算定します。
 - (3) 1人あたりの経費助成限度額は、OFF-JTによる実施訓練時間数に応じて下表のようになっています。

OFF-JTによる実施訓練時間数	1人あたりの経費助成限度額
300時間未満	5万円
300時間以上600時間未満	10万円
600時間以上	20万円

- ※1 「助成対象労働者」とは、訓練コースの助成対象訓練時間数（OFF-JTとOJTのそれぞれの時間数）の8割以上出席した者のことをいいます。
- ※2 「総受講者数」とは、社外からの受講者等を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
- ※3 （助成対象労働者数÷総受講者数）の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。

その他

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料については、助成対象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料は、助成対象となりません。

【助成率】

通常分

対象訓練	OFF-JT		OJT
	訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練	【助成額】 400円(1h)	【助成率】 1/3	
政策課題対応型訓練			
若年人材育成コース	【助成額】 800円(1h)	【助成率】 1/2	
成長分野等人材育成コース			
グローバル人材育成コース			
熟練技能育成・承継コース			
認定実習併用職業訓練コース			
自発的職業能力開発コース			

特定被災区域に所在する事業主

対象訓練	OFF-JT		OJT
	訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練 認定実習併用職業訓練コース	【助成額】 800円(1h) 400円(1h) <大企業>	【助成率】 1/2 1/3 <大企業>	【助成額】 600円(1h) 600円(1h) <大企業>

※特定被災区域に所在する事業主のみ大企業に対する助成が発生

震災等の影響を受けた事業主に対する特例（特定被災区域以外の中小事業主）

対象訓練	OFF-JT		OJT
	訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練 認定実習併用職業訓練コース	【助成額】 800円(1h)	【助成率】 1/2	【助成額】 600円(1h)